

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	「ふれあい入浴」事業の対象拡大のための保健情報システムの目的外利用及び 電算処理システムの変更について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 健康いきがい課）  
担当係 いきがい係 担当者 青木 内線（ 4176 ）

## 事業の概要

事業名	新宿区ふれあい入浴
担当課	健康部健康いきがい課
目的	区内の公衆浴場での入浴の機会を提供し、健康増進と世代を超えた交流・ふれあいを図る。
対象者	住民登録が有る60歳以上の方・身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方・未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方
事業内容	<p>ふれあい入浴事業は、従前、各部署で各対象者別に実施されていた入浴事業を一本化し、平成14年より新宿区ふれあい入浴実施要綱(付属資料1)に基づき、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部と契約し、実施している。</p> <p>この事業は、上記対象者が、月に4回、無料で新宿区内の公衆浴場(以下「浴場と」いう。)に入浴できる制度で、利用するには、「ふれあい入浴証」(付属資料2 当該年度内有効、シール方式、以下「入浴証」という。)を交付されていることが必要である。</p> <p>入浴証は、健康いきがい課に保有されている「ふれあい入浴対象者リスト(年度末に打ち出された全件)」と「新規発行分リスト(月次)」に基づき交付される。</p> <p>(1) 入浴証の交付方法、</p> <p>「新宿区ふれあい入浴証引換券」(はがき、以下「引換券」という。付属資料3)との交換による交付</p> <p>新規対象者には、毎月、健康いきがい課から、「新規発行分リスト」に基づいて引換券が送付される。利用を希望される方は、浴場、特別出張所、健康いきがい課にこの引換券を持参し、入浴証と交換する。</p> <p>申請による交付</p> <p>対象者であるが、旧入浴証(前年度のもの)をお持ちでない方や引換券のない方は、住所、氏名、年齢が確認できる健康保険証等を持参し、健康いきがい課又は、特別出張所へ申請(付属資料4)する。</p> <p>(2) 入浴証の更新</p>

更新は、新年度になってから浴場、健康いきがい課、特別出張所で、旧入浴証と新入浴証との交換で行う。旧入浴証のない方は、 の申請により更新する。

### (3) 入浴証の利用方法

利用者は、浴場の受付に入浴証を提示する。浴場は、入浴証の内側にあるシールの該当月の4枚のうち1枚(1回)を剥がして受領し、入浴証を利用者に返す。これで入浴が可能となる。

以上が「ふれあい入浴」事業の概略であるが、この事業の対象者に、精神手帳を持っている方を加え、事業の拡充を図ることとしたため、諮問する。

件名 「ふれあい入浴」事業における精神障害者への対象拡大のための保健情報システムの目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	各保健センター(4所)	利用課	健康部健康いきがい課
登録された個人情報業務の名称	精神障害者の医療助成等	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	ふれあい入浴
情報はどのような媒体に記録されているか	保健情報システムサーバー内の磁気ディスク	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	磁気
登録業務で保有している情報項目は何か	氏名、住所、生年月日、年齢、性別、住民番号、管轄保健センター、世帯番号、保健世帯番号、処理種別、申請情報(受付番号、受理年月日、受付場所、取得事由、変更事由、喪失年月日、喪失事由、電話番号、非課税区分、申請種別、都助成区分、手帳申請、健康保健種別、国保申請、申請年月日、老人医療種別、疾病名1、疾病名2、疾病名3、医療機関、医療機関、医療機関、経由未定フラグ、経由年月日、負担者番号)、認否情報(交付年月日、結果入力フラグ)、32条結果入力(結果入力有無、認否区分、受給者番号、有効期間開始日、終了日、交付年月日、結果入力フラグ)、精神手帳情報(受理年月日、経由未定フラグ、経由年月日、証明区分、認否区分、等級、有効期間開始日、終了日、交付年月日)、都助成区分情報(有効期間開始日、終了日、交付年月日)	左欄のうち利用する情報項目	精神手帳情報のうち、認否区分、有効期間開始日及び終了日、住民番号。

<p>何のために保有しているのか</p>	<p>精神障害者の適正な医療の普及と、精神手帳の交付により社会参加を促進し自立を図るため。</p>	<p>何のために目的外利用するのか</p>	<p>ふれあい入浴事業対象者リストに、精神障害者保健福祉手帳の所持者を新に加え、事業を拡充するため。</p>
<p>緊急時の利用の場合における本人通知の状況</p>	<p>*****</p>	<p>目的外利用の時期・期間</p>	<p>本審議会決定後速やかに以降継続</p>

## 件名 「ふれあい入浴」事業の精神障害者への対象者拡大のための電算処理システムの変更について

保有課 (担当課)	健康いきがい課
登録業務の名称	ふれあい入浴
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 60歳以上の方 身体障害者手帳所持者又は愛の手帳所持者 未就学児を扶養する児童育成手当受給者 精神手帳所持者</li> <li>2 記録項目 住民番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所、対象の種類(高齢、障害、障害2、児童) 児童手当番号</li> <li>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	ふれあい入浴事業対象者リストに精神手帳所持者を加え、ふれあい入浴事業を拡充するため
新規開発・追加・変更の内容	保健情報システムより抽出した精神手帳所持者を、ホストコンピュータに取り込み、従来のふれあい入浴対象者リストに精神手帳所持者を追加する。{新規発行分(月次)及び年度末全件}
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	本審議会決定後、速やかに行う。(平成19年10月下旬ふれあい入浴対象者リスト(新規発行分)を出力する)

## 新宿区ふれあい入浴実施要綱(改正案)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公衆浴場での入浴機会を提供すること（以下「ふれあい入浴事業」という。）により、健康増進と世代を超えた交流・ふれあいを図るとともに、区内公衆浴場の振興に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 ふれあい入浴事業の対象者は、区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、寝たきりの方等は除く。

( 1 ) 入浴証を使用する月の末日において 6 0 歳以上である者。(当該末日の翌日に生まれた者を含む。)

( 2 ) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

( 3 ) 愛の手帳交付要綱(昭和 4 2 年民児精発第 5 8 号)に基づく愛の手帳の交付を受けている者

( 4 ) 未就学児を扶養し、新宿区児童育成手当条例(昭和 4 6 年新宿区条例第 2 4 号)に基づく児童育成手当を受給している者

( 5 ) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号)第 4 5 条第 1 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

### (実施日)

第 3 条 ふれあい入浴事業の実施日及び実施時間は、別表 1 に掲げる東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部(以下「公衆浴場組合新宿支部」という。)に属する浴場の営業日及び営業時間とする。

### (実施場所)

第 4 条 ふれあい入浴事業の実施場所は、別表 1 に掲げる公衆浴場組合新宿支部に属する浴場とする。

### (実施回数)

第 5 条 ふれあい入浴事業の実施回数は、1 人につき年間 4 8 回(1 カ月 4 回まで)とする。

### (入浴料金)

第 6 条 ふれあい入浴事業による入浴料金は、無料とする。

### (入浴証の交付)

第 7 条 第 2 条に定める対象者に「新宿区ふれあい入浴証」(以下「入浴証」という。)を交付する。

### (入浴証の利用)

第 8 条 入浴証による利用を希望する者は、第 3 条に定める実施日及び実施時間内に入浴証を浴場に提出し、入浴証添付のシール 1 枚につき 1 回利用することができる。

2 入浴証の利用は、交付を受けた本人に限る。

3 入浴証の有効期限は、毎年 4 月 1 日(4 月 1 日より後に交付されたものは当該交付日)から翌年 3 月 3 1 日までとする。

### (入浴証の再交付)

第 9 条 入浴証の交付を受けた者から、汚損、破損又は紛失により再交付の申し出があったときは、第 7 条による交付と同一年度内に 1 回限り再交付ができることとする。

### (事業の委託)

第 10 条 ふれあい入浴事業の実施は、適切な事業者に委託して行う。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい入浴事業の実施について必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。



(注意事項)

- ①入浴の際、この入浴証を浴場に提出してください。(シールは浴場ではがします。)シール1枚につき、1回無料で入浴できます。利用は月4回までです。すでに過ぎてしまった月のシールは利用できません。
- ②この入浴証は、ご本人のみが利用できます。他人に譲渡することや、ご家族(夫婦を含む)が利用することはできません。
- ③大人と一緒に入浴する小学校就学前の児童(2名まで)は無料です。
- ④利用の対象でなくなった時は、入浴証を返却してください。
- ⑤入浴証を紛失した場合は、年度内1回に限り再交付します。(再交付は、申請から1週間後です。)
- ⑥入浴証が破損等により使用できない場合は、交換します。破損した入浴証をお持ちください。
- ⑦この入浴証は、公衆浴場で平成20年度の入浴証と取り替えができますので、大切に保管してください。

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

上記に記載された氏名・電話は、ご本人確認及び紛失時の連絡用として利用いたします。

平成19年度

新宿区

ふれあい入浴証



この入浴証の利用期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までです。

問合せ

新宿区健康部

健康いきがい課

いきがい係

☎ 5273 - 4567 (直通)

※無くさないようご注意ください。

回 月	1回	2回	3回	4回
平成19年 4月	4	4	4	4
5月	5	5	5	5
6月	6	6	6	6
7月	7	7	7	7
8月	8	8	8	8
9月	9	9	9	9

回 月	1回	2回	3回	4回
10月	10	10	10	10
11月	11	11	11	11
12月	12	12	12	12
平成20年 1月	1	1	1	1
2月	2	2	2	2
3月	3	3	3	3

※シールは浴場ではがします。

郵便はがき



### 新宿区ふれあい入浴証引換券

新宿区内の公衆浴場で「新宿区ふれあい入浴証」とお取り替えください。

新宿区  
健康部 健康いきがい課  
160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
5273-4567 (直通)

### 新宿区ふれあい入浴証引換券

新宿区では、一定のご年齢に達した方などに対して「新宿区ふれあい入浴証」による公衆浴場での入浴サービスを行っています。

公衆浴場での入浴をご希望の方は、新宿区内の公衆浴場でこのハガキを入浴証とお取り替えください。入浴の際、入浴証をお持ちになると月4回まで無料で入浴できます。

#### 利用できる所

新宿区内の公衆浴場

#### 利用日時

公衆浴場の営業日・営業時間内  
(各公衆浴場により異なります。)

#### 利用回数

月4回まで無料

※この引換券は、ご本人のみが利用できます。  
ご家族(夫婦含む)及び他人に譲渡することはできません。  
※大人と一緒に入浴する小学校就学前の児童(2名まで)は無料です。

ふれあい入浴証(交付・再交付)申請書

受付印

新宿区長 へ

新宿区ふれあい入浴証の交付を申請します。

年 月 日

申請者 新宿区

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理申請の場合 \_\_\_\_\_

代理申請者住所 \_\_\_\_\_

代理申請者氏名 \_\_\_\_\_

代理申請者電話番号 \_\_\_\_\_

申請者との関係 \_\_\_\_\_

健康 いきが い課	事務記入欄							
	本人確認書類の種類							
	1 保険証	2 免許証						
	3 その他( )							
	交付の可否記入欄							
1 該当	→	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">交付(予定)日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">本日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table>	交付(予定)日		1	本日	2	月 日
交付(予定)日								
1	本日							
2	月 日							
2 非該当	→	理由						

申請理由 1 更新(前年度の入浴証紛失)

2 新規交付 → (1) 引換えハガキなし (2) 転入・手帳取得・児童育成手当受給

3 再交付 → (1) 紛失 (2) 汚損等・洗濯(入浴証持参) (3) 汚損等・洗濯(入浴証なし)  
(4) その他( )

→ 紛失等された入浴証は今月何回使われましたか? ⇒ \_\_\_\_\_ 回

新宿区ふれあい入浴証を受領しました。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(代理受領の場合・・・代理受領者の氏名 \_\_\_\_\_ )

事務処理欄(既利用分シール貼付場所)			
1	2	3	4